

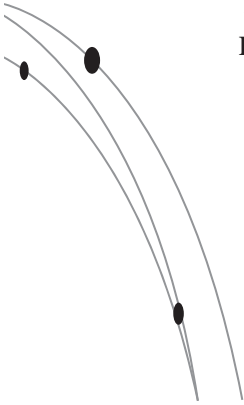
連載

フィールド・アイ Field Eye

トントから——②

福岡大学 所 浩代

Hiroyo Tokoro



労働参加率と出生率

1 トントニアンの憂鬱

世界140都市の住みやすさを比べた民間調査がある¹⁾。①治安、②医療や衛生環境、③気候と文化施設等へのアクセス、④教育の4指標で比較したもので、2018年の結果ではトップ10にカナダの都市が3つも入っていた。カルガリーが4位、バンクーバーが6位、私が住んでいるトントは7位であった。1位はオーストリアの首都ウィーンで、大阪が3位、東京は7位である。日本もカナダに引けを取らない高評価であるが、トントと東京では同じ順位でも人の多さが全く違い、北海道育ちの私はこちらの方が断然心地よい。自然との程よい距離感もこの街の魅力で、車で20分くらい北上すれば道路脇の林に、国旗のデザインに用いられているサトウカエデの木を見つけることができる。

とはいえトントにも悩みはあって、日用品の値段が高く、住宅の賃貸料もここ数年高騰している。また自家用車の依存度が高く冬は20cm程度の積雪でも大渋滞が起きてしまう。-10℃を下回った冬の朝にニュースをつけると、大抵スクールバスの休止情報が赤字で表示されていた。バス会社はスリップ事故を避けたいので、少しでも路面が凍ると運休の決断に至るけれど、余程の悪天候ではない限り学校は休みにならない。送り迎えの必要な年齢の子どもが居る家庭では、登下校の付き添いが大きな悩みだろうなと幾度も思った。

ランキングといえば、女性にとっての住みやすさを比べたカナダの調査があって、こちらも非常に興味深

い²⁾。これは①経済、②教育、③健康、④リーダーシップ、⑤安全（配偶者等からの暴力被害の少なさ等）という5つの指標を用いて、カナダ主要26都市のジェンダー格差を順位づけしたものである。トントは総合順位8位であったが、雇用に関しては男女差が大きく、女性の働きやすさは26都市中24番目であった³⁾。

同調査ではトントで女性が職を得にくい原因として、都心ゆえの求職者の多さや、求職者の約半分が移民であることが挙げられていたが（定住5年以内の移民は、英語力やスキル不足から就職が難しい）、それらと並んで問題視されていたのが保育費の高さであった。たしかにトントの保育費はカナダ国内で最も高い。たとえば乳児がいる世帯が1カ月に負担する費用は中央値で1人あたり1685ドル（約14万円）である⁴⁾。トントの女性労働者の平均年収は3万1220ドルで、年間保育費の中央値が2万220ドルであるから、世帯収入が低い場合、年収と保育料を見比べて女性が復職を断念するということが少なくないのであろう。日本の保育費も決して安くはないが、こうして比べて見ると自国の良さが身に染みる。

2 ケベックの挑戦

ところでカナダで最も子育てがしやすい街といえ、モントリオールをイメージする人が多いのではないだろうか。モントリオールはケベック州の最大の都市で、トントからは空路で1時間半ほどのところにある。ケベック州は元フランス領であり、公用語をフランス語に統一しているので、ここでは有名なコーヒーチェーン店の看板も「CAFÉ STARBUCKS」となる（もちろん注文は英語でOK）。モントリオールの旧市街は、石畳の小道の両脇に背の低い石造りの建物が並んでいて、ガラス張りの高層ビルが屹立するトントとは別世界である。

ケベック州はその歴史的経緯から独自の法体系を固持していて、雇用政策も他州とは一線を画している。ここではモントリオールを含むケベック州の育児支援政策の特長を3つ挙げて、その存在感を伝えたい。

まずは育休であるが、カナダでは各州が独自に休業期間を設定しているので日本との比較が難しいが、全体をみると最短の州で35週以内、最長の州で63週以内の休業が保障されている（無給）⁵⁾。多くの州は休業取得要件として最低雇用期間を設けているが、ケベック州は、要件を付さずに全ての親に52週の育休

を保障している⁶⁾。またカナダで唯一「父親休業」を保障していて、子の生まれた男性は育休とは別に上限5週の無給休暇を取得できる⁷⁾。「出産・養子受入休暇」という制度もあり、子が生まれた又は養子を受け入れた男性は(養子の場合は女性も)、子の誕生日(又は養子受入日)から5日の休暇を取得することができる(雇用期間60日以上者は最初の2日が有給)⁸⁾。

つぎに保育サービスであるが、ケベック州は1997年から北欧をモデルとした廉価な保育プログラムを全家庭に開放している。この事業下にある施設では、保護者の負担額が固定されており(子ども1人日額8.25ドル)⁹⁾、事業に参加していない施設も州が設定する料金を参照して価格を設定するため、結果としてケベック州内の主要都市の保育費は他州に比べて非常に安い。たとえばモントリオールの保育費は中央値で175ドル(約1万5千円)である。これはトロントの9分の1の値段であり、国内主要都市の中で一番低い。

ケベック州第3の特長は、育児休業給付金の増額である。カナダでは連邦政府が管掌する雇用保険から、育休取得者に対して休業給付金が支給されるが(国内全労働者が対象)、ケベック州は、2006年から連邦とは別に独自の給付金(QPIP)を整備していて、こちらの方が連邦の制度よりも給付額が高い。たとえば育児休業給付の標準型と比較すると、連邦の場合は給付額が休暇前賃金の55%であるが、ケベック州の場合は最初の7週が休暇前賃金の70%、残り25週が休暇前賃金の55%と設定されている。

3 ケベック vs. オンタリオ

このようなケベック州の先駆的取組みは、女性の生活環境の改善に一定の成果を上げていると報告されている。少子化問題は先進国に共通する悩みであるが、ケベック州の場合は、大胆な家族政策が功を奏し、一時1.36にまで低下した合計特殊出生率が2016年には1.59にまで回復した¹⁰⁾。注目されるのは、合計特殊出生率が上昇している期間に女性の労働参加率も上昇していることである。ケベック州の女性の労働参加率は、1996年から2016年の20年間で70%から81%に上昇した。特に3歳以下の子がいる女性の労働参加率の上昇は際立っていて、同期間に61%から80%に上昇している¹¹⁾。ケベック州では、幼子がいても仕事と育児の両立を選ぶ女性が多いことがうかがえる。

これに対して隣のオンタリオ州では、過去20年の間、女性の労働参加率には大きな変化が見られない(1996年74%・2016年75%)¹²⁾。合計特殊出生率も、1960年代以降は下降し続け2016年に1.46になった(過去最低。カナダ全体は1.54)¹³⁾。オンタリオ州は、育児支援策として、2018年に①育休の上限を37週から63週に延長し、②保育施設が保育申込者に登録料を課すことを禁止した。しかし現政権はそれ以上の妙案を出す気配がない。トロントニアンは憂鬱はしばらく続きそうである。

- 1) The Economist Intelligence Unit, The Global Liveability Index 2018 A free overview, www.eiu.com/topic/liveability.
- 2) K. Scott, The Best and Worst Place to be Woman in Canada 2019: Gender Gap in Canada's 26 Biggest Cities, Canadian Centre for Policy Alternative, March 2019, <https://www.policyalternatives.ca/publications/reports/best-and-worst-places-be-woman-canada-2019>.
- 3) 前掲注2) p.48。雇用における男女間の働きやすさの差は、雇用率、フルタイム労働者の雇用率、被用者の年収(中央値)を数値化して比べたもの。
- 4) D. Macdonald and M. Friendly, Developmental Milestones, Child Care Fees in Canada's Big Cities 2018, p.13, Canadian Centre for Policy Alternative, February 2019, <https://www.policyalternatives.ca/publications/reports/developmental-milestones>
- 5) 連邦機関の職員や一部の産業については連邦法(Canada Labour Code)によって労働条件が規律される。連邦法では育休は上限63週である。
- 6) Act Respecting Labour Standards (ARLS) s.81.10。たとえばトロントのあるオンタリオ州では、雇用期間13週以上の労働者は上限63週の育休が保障される(女性が産休に続けて育休を取得する場合は上限61週)。
- 7) ARLS s.81.2。たとえば男性は子の誕生から5週父親休業を取得し、その後には育休を52週取得することができる。
- 8) ARLS s.81.1。
- 9) 世帯年収5万2220ドル以下の場合(2019年時点)。年収5万2220ドルを超えると段階的に料金が加算される。第2子の保育料は基準額の半分、第3子以上は無料である。
- 10) M. Moyser and A. Milan, Fertility Rates and Labour Force Participation among Women in Quebec and Ontario, p.3, Statistics Canada, July 18, 2018, Catalogue no. 75-006-X, <https://www.statcan.gc.ca>
- 11) 前掲注10) pp.6-7。
- 12) 前掲注10) p.6。
- 13) 前掲注10) p.3。

ところ・ひろよ 福岡大学法学部教授。最近の主な論文に、「解雇過程における使用者の説明・協議義務——労使対話を重視した手続規制に関する試論(シンポジウム 雇用社会の変容と労働契約終了の法理)」「日本労働法学会誌」131号(2018年)。労働法専攻。